

## 横浜市建設現場の遠隔臨場に関する Q & A

### ●建設現場の遠隔臨場について

Q 遠隔臨場による「段階確認」とは何か

A 『横浜市土木工事共通仕様書』「第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則」の「1-1-45 監督員による確認及び立会等」に定める「段階確認の臨場」において、「監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。」事項に該当し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）を用いて、その内容について契約図書との適合を確かめること。

Q 遠隔臨場による「材料確認」とは何か

A 『横浜市土木工事共通仕様書』「第1編 共通編 第2章 材料 第3節 工事材料の品質」の「1 一般事項」及び「4 見本・品質証明資料」による品質確認及び現物による確認、「第1編 共通編 第3章 一般施工 第12節 工場製作工（共通）」の「3-12-2 材料」に定める「1 材料確認」について、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）を用いて確かめること。

Q 遠隔臨場による「立会」とは何か

A 『横浜市土木工事共通仕様書』「第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則」の「37 立会」において、「契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。」事項に該当し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）を用いて、その内容について契約図書との適合を確かめること。

### ●遠隔臨場の試行について

Q 遠隔臨場の効果が期待できる工事とは何か

A 以下のような工事が想定されます。

- ・段階確認、材料確認又は立会を、映像確認できる工種
- ・実施可能な通信環境を確保できる現場
- ・施工現場が遠隔地等であり、施工現場との往復に多くの時間を要する工事
- ・立会頻度が多い工事

Q 遠隔臨場を試行するとした場合に、「段階確認」、「材料確認」、「立会」する場合は必ず遠隔臨場で実施する必要があるのか。

A 遠隔臨場では十分な情報を得られなかった場合や、十分な情報が得られないと事前に判断した場合は通常通り臨場による確認等を実施してください。

また、第三者も交えた立会等では通常通り臨場による確認を基本としてください。

Q 土木工事共通仕様書等に定める「段階確認」、「材料確認」と「立会」以外で遠隔臨場することはできないのか

A 要領の目的を踏まえ、遠隔臨場の効果が期待できる場合には、受注者の創意工夫等、自発的に実施することは妨げません。

Q 発注者指定型として発注した場合は必ず実施するのか

A 発注者指定型として発注した場合でも、実施については受発注者が協議して決定してください。

Q 受注者が希望してきた場合は必ず受注者希望型として実施する必要があるのか

A 実施については受発注者が協議して決定してください。

#### ●使用する機器等について

Q 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）に関する仕様に指定はあるか。

A 監督員が確認するのに十分は情報を得られるものであれば仕様は問いません。「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）（国土交通省 大臣官房技術調査課）」の「動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）に関する仕様」を参考にしてください。

Q Web会議システム等に関する仕様に指定はあるか。

A 横浜市のルールがありますので監督員に確認してください。

#### ●遠隔臨場の実施について

Q 遠隔臨場を実施した際、映像や音声を全て記録・保存する必要があるのか

A 映像・音声を全て記録する必要はありません。必要に応じて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で適宜記録・保存してください。

Q 実施した場合成績評定で加点対象とするのか

A 遠隔臨場を「実施したら加点」とはしません。実施したことで工事が円滑に進む等、効果が認められた場合には、該当する項目で加点対象となり得ます。

（令和4年2月）